

ジョブ・カード講習は平成30年度で終了します

「ジョブ・カード作成アドバイザー」を養成する「ジョブ・カード講習」は、平成30年度をもって終了します。今後「ジョブ・カード作成アドバイザー」としてジョブ・カードの作成支援を行う予定のある方は、平成30年度中にジョブ・カード講習を受講してください。

ジョブ・カードの作成支援について

ジョブ・カードの作成支援を行うことができるのは、以下のいずれかに該当する方です。

①	キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3）
②	ジョブ・カード作成アドバイザー（ジョブ・カード講習の受講者）
③	教員（大学、短大、高専、専修学校及び各種学校において学生に対して作成支援を行う場合）

②は、ジョブ・カード講習を受講し、「ジョブ・カード作成アドバイザー」として登録をしている方に限られます。下のように、受講と登録の両方が必要ですので、ご注意ください。

※ なお、平成28年3月31日以前に「標準レベルのキャリア・コンサルタント」であった方など、ジョブ・カード講習を受講しなくても登録が可能な場合があります。

※ 詳しくは「ジョブ・カード講習案内」ホームページ（https://www.job-card.jp/guide_career.html）をご確認ください。

ジョブ・カード講習と登録について

以下の内容を無料で受講できます。

通学型（47都道府県で開催）のほか、実習以外はオンラインでの受講も可能です。

ジョブ・カード編（3時間程度）

- ・ ジョブ・カード制度の概要
- ・ ジョブ・カードを活用した支援 など

キャリアコンサルティング編（11時間程度）

- ・ キャリアコンサルティングの基礎知識、スキル
- ・ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング実習

「ジョブ・カード作成アドバイザー」登録までの流れ

対象者

初めて登録される方

※ 現在お持ちの「ジョブ・カード作成アドバイザー証」の有効期限が終了している方も含まれます。

講習の受講

新規講習

ジョブ・カード編
+
キャリアコンサルティング編

※ 「キャリアコンサルティング技能士」の資格をお持ちの方等、一定の要件を満たしている場合は「キャリアコンサルティング編」の受講が免除されます。詳しくは「ジョブ・カード講習案内」ホームページでご確認ください。
(<https://www.job-card.jp/guide.html>)

アドバイザー登録

平成30年度に講習を受講した場合、下記の期限まで「ジョブ・カード作成アドバイザー」として登録されます。



登録の有効期間
平成34年度末まで
(平成35年3月31日まで)

すでに登録されている方（更新）

更新講習

ジョブ・カード編
※ 更新講習の受講については、平成30年秋頃ご案内します。

登録の有効期間
平成35年度末まで
(平成36年3月31日まで)

※ 平成30年度に講習を受講しなかった場合でも、お持ちの「ジョブ・カード作成アドバイザー証」の有効期限内はジョブ・カードの作成支援が可能です。

ジョブ・カード講習の受講については、ジョブ・カード講習事務局にお問い合わせください。

「ジョブ・カード講習案内」ホームページ（<https://www.job-card.jp/>）では、

受講要件や開催日程など講習に関する情報のほか、ジョブ・カード講習で使用しているテキストなどを提供しています。

ジョブ・カード講習

検索

あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官